

住生活基本法施行令案新旧対照表目次

一	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	1
二	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	3
三	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	4
四	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	5
五	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	6
六	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	7
七	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	8
八	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）	9
九	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	10
十	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	14
十一	社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）	15

住生活基本法施行令案新旧対照条文

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）
(略)	(略)

政令	事務
(略)	(略)
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）
(略)	(略)

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)	(略)
事 務	(略)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第十四条において準用する土地 区画整理法施行令第一条の二に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)	(略)

政 令	(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)	(略)
事 務	(略)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第十四条の二において準用する土地 区画整理法施行令第一条の二に規定する事務(個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)	(略)

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十六 （略）</p> <p>二十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第三条及び</u> <u>第十一条</u></p> <p>二十八～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十六 （略）</p> <p>二十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第四条及び</u> <u>第十二条</u></p> <p>二十八～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第三条及び第十一條</u></p> <p>十三〇十五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第四条及び第十二條</u></p> <p>十三〇十五（略）</p> <p>2（略）</p>

四 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第三条及び</u> <u>第十一条</u></p> <p>二十四〇二十八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第四条及び</u> <u>第十二条</u></p> <p>二十四〇二十八（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十三 （略）</p> <p>二十四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第三条及び第十一条</u></p> <p>二十五 二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十三 （略）</p> <p>二十四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第四条及び第十二条</u></p> <p>二十五 二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十三 （略） 二十四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第三条及び第十一条</u> 二十五 二十九 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十三 （略） 二十四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第四条及び第十二条</u> 二十五 二十九 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十五 （略） 二十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第三条及び第十一条</u> 二十七 三十 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十五 （略） 二十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）<u>第四条及び第十二条</u> 二十七 三十 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）</p> <p>第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 住生活基本法（平成十八年法律第 号）第十七条第一項に規定する都道府県計画において定められた同条第二項第六号の住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域</p>	<p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）</p> <p>第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三条の三第一項の供給計画において定められた同条第二項第四号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域</p>

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 土地区画整理促進区域（第二条―第四条）</p> <p>第三章 特定土地区画整理事業（第五条―第九条）</p> <p>第四章 住宅街区整備促進区域（第十条―第十二条）</p> <p>第五章 住宅街区整備事業（第十三条―第四十五条）</p> <p>第六章 都心共同住宅供給事業（第四十五条の二）</p> <p>第七章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等（第一条の二―第二条）</p> <p>第三章 土地区画整理促進区域（第三条―第五条）</p> <p>第四章 特定土地区画整理事業（第六条―第十条）</p> <p>第五章 住宅街区整備促進区域（第十一条―第十三条）</p> <p>第六章 住宅街区整備事業（第十四条―第四十五条）</p> <p>第六章の二 都心共同住宅供給事業（第四十五条の二）</p> <p>第七章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等</p> <p>（法第三条の二第五項の政令で定める審議会）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第五項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。</p> <p>（法第三条の三第一項の政令で定める都府県）</p> <p>第一条の三 法第三条の三第一項の政令で定める都府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛知県及び三重県とする。</p> <p>（宅地開発協議会の組織）</p> <p>第二条 宅地開発協議会の組織は、別表のとおりとする。</p>
---	--

第二章 土地区画整理促進区域

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第二条（略）

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三条（略）

（法第七条第二項第一号口の政令で定める規模等）

第四条（略）

第三章 特定土地区画整理事業

（共同住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第五条（略）

（共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第六条（略）

（縦覧手続等を省略することができる事業計画の修正又は変更）

第七条（略）

（保留地において居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を設置する者）

第八条（略）

（公営住宅等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第三章 土地区画整理促進区域

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第三条（略）

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第四条（略）

（法第七条第二項第一号口の政令で定める規模等）

第五条（略）

第四章 特定土地区画整理事業

（共同住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第六条（略）

（共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

第七条（略）

（縦覧手続等を省略することができる事業計画の修正又は変更）

第八条（略）

（保留地において居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を設置する者）

第九条（略）

（公営住宅等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第九条 (略)

第四章 住宅街区整備促進区域

第十条 (略)
(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十一条 (略)
(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第十二条 (略)
(法第二十六条第二項第一号ロの政令で定める規模)

第五章 住宅街区整備事業

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

第十三条 (略)

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告)

第十四条 (略)

第六章 都心共同住宅供給事業

(事務の区分)

第五十一条 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務(都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定す

第十条 (略)

第五章 住宅街区整備促進区域

第十一条 (略)
(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十二条 (略)
(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第十三条 (略)
(法第二十六条第二項第一号ロの政令で定める規模)

第六章 住宅街区整備事業

(規準、規約、定款及び施行規程の記載事項)

第十四条 (略)

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告)

第十四条の二 (略)

第六章の二 都心共同住宅供給事業

(事務の区分)

第五十一条 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務(都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規

る第一号法定受託事務とする。

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第十四条において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

二 四 （略）

（削る。）

定する第一号法定受託事務とする。

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

二 四 （略）

別表（第二条関係）

名称	関係行政機関等
首都圏宅地開発協議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びにさいたま市、千葉市、横浜市及び川崎市並びに独立行政法人都市再生機構
近畿圏宅地開発協議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに独立行政法人都市再生機構
中部圏宅地開発協議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、愛知県及び三重県並びに名古屋市並びに独立行政法人都市再生機構

改 正 案	現 行
<p>（住宅政策課の所掌事務） 第一百十六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 住生活基本法（平成十八年法律第 号）の施行に関する こと（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。 （削る。）</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（住宅政策課の所掌事務） 第一百十六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の施行に関する こと（住宅の建設基準に関するものを除く。）。 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特 別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に規定する供給基本方 針及び供給計画に関すること（土地・水資源局の所掌に属する ものを除く。）。 五・六 （略）</p>

改 正 案

現 行

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 5 6 (略)	(略)	住宅宅地分科会	名称 (略)	所 掌 事 務
	(略)	一 (略) 二 住生活基本法（平成十八年法律第 号）及び住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	(略)	

2 5 6 (略)	(略)	住宅宅地分科会	名称 (略)	所 掌 事 務
	(略)	一 (略) 二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）及び住宅地区改良法（昭和三十一年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	(略)	